（統括入国警備官）

第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百二十人以内を置く。

［２・３　略］

（職員の駐在）

第二十七条　［略］

（雑則）

第二十八条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準）	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準）
第六十二条　［略］	**第六十二条**　［同上］
２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、三千九百七十円とする。	２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、三千九百五十円とする。
［３～９　略］	［３～９　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第二十号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百六十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百四十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。